③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

④　申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的雇用関係とは申請書及び資料の提出日以前に３か月以上の雇用関係があることをいう。

⑿　本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。「本工事に係る設計業務等の受託者」とは次に掲げる者である。

株式会社九段建築研究所（東京都千代田区）

⒀　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。

⒁　耐震改修工事等に係る設計計画が適正であること（共同申込みの場合は、共同企業体として設計計画が適正であること。）。

⒂　「設計計画」と総合評価に係る「施工計画」及び「技術提案」に不整合がないこと。

⒃　平成23年４月１日から資料の提出期限までの間に当機構が東日本地区で発注した工事種別「建築」において調査基準価格を下回った価格をもって契約し、工事成績評定が68点未満である者（共同企業体又は共同企業体の構成員が該当する場合を含む。）については、次の条件を満たしていること。

①　当機構が発注した工事種別「建築」で調査基準価格を下回った価格をもって入札し、低入札価格調査中の者でないこと。

②　当機構が発注した工事種別「建築」で調査基準価格を下回った価格で契約し施工中の者は、資料の提出期限において当該工事が終了し、品質・出来形等の確認が完了していること。

⒄　低入札価格調査対象となった場合には、上記⑾に掲げる全ての基準を満たす専任の技術者を１名以上追加配置できること。なお、追加配置する専任の技術者名簿については、低入札価格調査時に資格要件等の確認できる書類を添付して報告すること。

⒅　共同企業体の構成基準　共同企業体の構成は、⑴から⑰及び次の①に掲げる条件をすべて満たす者で構成され、かつ、次の②により構成しなければならない。また、共同企業体の構成員数は、３者以内とする。

①　各構成員が建設業法（昭和24年法律第100号）の建設工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工の確保に支障がないと認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれと同等として取扱う場合がある。

②　各構成員の出資比率は２者で構成される場合にあっては、30%以上、３者で構成される場合にあっては、20%以上とし、代表者の出資比率は構成員中最大でなければならない。

⒆　共同企業体としての資格の認定申請等

①　認定申請　本工事の競争入札に参加を希望する共同企業体は、下記４⑶の申請書及び資料の提出に先立ち、当機構指定様式による「共同請負入札参加資格審査申請書」及び「特定建設工事共同企業体協定書」等を提出し、当機構が示した事項について審査を受け、競争参加資格を有する者として認定を受けなければならない。（事前にシステム上の登録が必要なため、資料提出期限日の一週間前までに提出してください。）なお、下記４⑶の提出期間内に申請書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本工事の競争入札に参加することができない。

②　認定資格の有効期限　認定日から本工事が完成する日までとする。ただし、落札者以外の者にあっては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

３　総合評価に関する事項

⑴　入札の評価に関する基準　本工事の総合評価に関する企業の技術力、予定配置技術者、施工計画及び技術提案等の評価項目、評価基準及び得点配分に基づき評価する（詳細は入札説明書参照）。

⑵　総合評価の方法　⑴の「入札の評価に関する基準」に示す評価項目の提案が適切又は標準的なものには標準点100点を与え、さらに良好な提案等に⑴により加算点（最大50点）を与える。

⑶　落札者の決定方法　入札参加者は「価格」と「企業の技術力」、「施工計画」及び「技術提案」等をもって入札を行い、入札価格が当機構であらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内である者のうち、上記⑵によって得られる標準点及び加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

評価値＝（標準点＋加算点）／入札価格

⑷　履行状況から、受注者の責により採用提案が実施されないと判断された場合は、工事成績評定を減ずることとし、程度に応じて最大20点を減ずるものとする。

４　入札手続等

⑴　担当支社等　〒163―1382 東京都新宿区西新宿六丁目５番１号　新宿アイランドタワー19階　独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　総務部経理チーム　電話03―5323―2800

⑵　入札説明書、申請書、設計図面及び現場説明書等の交付期間及び交付方法

①　交付期間　平成25年12月13日（金）から平成26年２月３日（木）までの土曜日、日曜日、祝日及び平成25年12月28日から平成26年１月５日までを除く毎日、午前10時から正午及び午後１時から午後４時まで。

②　交付方法等　入札説明書、申請書、設計図面及び現場説明書等（以下「交付資料」という。）の交付を希望する場合は、ＦＡＸ専用の申込書（末尾に添付）を上記①の期間に送付し、申し込むこと。ＦＡＸ受領後、当本部コピーセンター受託業者である㈱ブルーホップより、ＦＡＸ受領日より３営業日後までに到着するよう発送する（土曜日、日曜日及び祝日は営業日として数えない。）。３営業日を過ぎても到着しない場合は、電話にて確認すること。

なお、交付資料についてはＣＤデータ化し、無償とする。ただし、送料については、料金着払にて発送するので宅配業者に支払うこと。

【申込先、送信先及び問合先】

申込先　独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部コピーセンター受託業者　株式会社ブルーホップ

送信先　ＦＡＸ03―5323―4785（注　この番号は、首都圏入札チームのＦＡＸ番号）

問合先　総務部首都圏入札チーム　ＴＥＬ03―5323―2591

⑶　申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

①　申請書の提出方法、期間及び場所

提出方法　申請書は電子入札システムで提出すること。ただし、やむを得ない事由により、東日本賃貸住宅本部長の承諾を得て紙入札方式による場合は、内容を説明できるものが持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

提出期間　平成25年12月13日（金）から平成26年２月３日（月）までの土曜日、日曜日、祝日及び平成25年12月28日から平成26年１月５日までを除く毎日、午前10時から正午及び午後１時から午後４時まで。

提出場所　電子入札システムによる場合は、電子入札システムで申請の上、次に写しを提出する。紙入札方式による場合は、原本を次に提出する。〒163―1382 東京都新宿区西新宿六丁目５番１号　新宿アイランドタワー６階　独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　工務検査部工務チーム　電話03―5323―2903